

平成 28 年度 第 2 回南島原市入札監視委員会 概要報告書

|             |   |          |  |
|-------------|---|----------|--|
| 開催日時        | 平成 28 年 12 月 20 日（火） 午後 2 時 00 分～午後 4 時 00 分  |          |  |
| 開催場所        | 南島原市役所 3 階 A 会議室  |          |  |
| 審議内容        | <p>1. 開会</p> <p>2. 報告案件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指名停止案件（2 件）の報告</li> </ul> <p>3. 抽出案件の審査・質疑応答</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 前処理機設備更新工事</li> <li>② 南有馬小学校体育館改修工事</li> <li>③ 西有家庁舎高圧受変電設備改修工事</li> <li>④ 口之津地区遠方監視装置整備工事</li> <li>⑤ 市道町原線道路改良工事</li> <li>⑥ 準用河川有家川⑤災害復旧工事</li> <li>⑦ 広域農道加津佐線法面等除草工事</li> </ul> <p>4. 質疑案件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 辞退（1 号）とは何か</li> <li>② コンサルの場合、落札率のバラつきはやむを得ないのか。</li> </ul> <p>5. 閉会</p> |          |  |
| 出席者<br>（委員） | 委員長 梅本 義信   | 委員 中村 良治 |  |
|             | 委員 本田 博徳  | 委員 岩本 公明 |  |
| （南島原市）      | 副市長 山口 周一   |          |  |
|             | 総務部長 宮崎 太   |          |  |
|             | 総務部 管財契約課長  | 小林 道昭    |  |
|             | 〃 契約班長  | 隈部 修司    |  |
|             | 〃 契約班   | 敷島 和章    |  |
|             | 〃 管財班長  | 山崎 繁光    |  |
| 市民生活部       | 第一課長  | 高木 哲也    |  |
| 〃           | 第一深衛施設班長  | 平坂 密重    |  |
| 農林水産部       | 農村整備課長  | 浅野 工     |  |
| 〃           | 農地防災班   | 永野 裕馬    |  |
| 建設部         | 建設課長  | 松嶋 嘉治    |  |
| 〃           | 建設改良班   | 田中 宏和    |  |
| 〃           | 維持防災班   | 柘植 善和    |  |
| 水道部         | 上水道課長   | 加納 孝     |  |
| 〃           | 企画整備班   | 河合 金吾    |  |
| 教育委員会事務局    | 教育総務課長  | 山崎 康徳    |  |
| 〃           | 施設管理班長  | 吉田 賢広    |  |

【議事】

| 意見・質問事項   | 回 答   |
|---|---|
| <p>1. 開会</p> <p>2. 報告案件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指名停止案件（2件）の報告</li> </ul> <p>3. 抽出案件の報告について</p> <p>①前処理機設備更新工事</p> <p>（抽出理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊な工事と思われるが、応札者が3者と少なく、落札者以外は予定価格を大幅に超過し、競争原理が働き難い。</li> <li>・予定価格の積算はどのように行われたのか。</li> <li>・応札者を増やす工夫はないのか。</li> </ul> | <p>（事務局）</p> <p>平成28年10月19日の指名審査委員会で、2件の指名停止の決定を行った案件の報告。</p> <p>内容については、両件とも、東日本大震災に係る舗装災害復旧工事に関する独占禁止法違反によるもの。</p> <p>1件目は、南島原市工事請負契約に係る入札参加資格者指名停止の措置要領第2条「別表第2第4項」に該当するため、鹿島道路（株）を平成28年10月21日から平成28年12月20日まで（2ヶ月間）指名停止。</p> <p>2件目は、南島原市工事請負契約に係る入札参加資格者指名停止の措置要領第2条「別表第2第4項、第4条の3、第5条の（2）及び第5条の（3）」に該当するため、前田道路（株）を平成28年10月21日から平成29年2月20日まで（4ヶ月間）、日本道路（株）を平成28年10月21日から平成29年1月20日まで（3ヶ月間）、大林道路（株）を平成28年10月21日から平成28年12月20日まで（2ヶ月間）、世紀東急工業（株）を平成28年10月21日から平成29年2月20日まで（4ヶ月間）の指名停止措置を行ったものの報告。</p> <p>（担当課）</p> <p>工事概要の説明</p> <p>（事務局）</p> <p>入札方式及び入札結果等の説明</p> <p>（担当課）</p> <p>今回の更新工事の内容については、特殊</p> |

|   |   |
|---|---|
| <p>(委員)<br/>電子入札になると、応札者は増えるのか。</p> <p>(委員)<br/>部品メーカーから見積徴取したと聞いたが、今回の入札参加者と系列関係は無いのか。</p> | <p>な工事であり、推察ではあるが、取り扱いができる業者は大手プラントメーカー等に限られたものと思われる。</p> <p>積算に関する基準については、下水道工事積算基準に基づき行っており、諸経費区分は下水道事業における機械設備請負工事・工事費積算基準の運用で算出した。</p> <p>なお、機器の部材などについては、部品メーカーから見積りを徴取し、それぞれの単価を決定している。</p> <p>(事務局)<br/>今回の工事については、「機械器具設置工事」として本市の制限付一般競争入札発注基準に基づき発注した。工事金額は予定価格が3800万円であったため、参加資格基準に照らした場合、九州管内での該当業者が約80者あった。</p> <p>しかし、現在の南島原市での入札会は全て一堂に会しての紙入札方式であるため、仮に、ほとんどの業者が参加希望をした場合、現実的に入札執行はできないと判断し、参加条件を「総合数値」が1000点以上という条件を追加した。</p> <p>参加業者を増やす方策としては、対象範囲を広げることが考えられる。当然、対象業者が増えれば、参加者も多くなることが予想される。</p> <p>現在、電子入札の構築中で、来年度から電子入札システムによる入札が始まる予定であるため、参加業者が多数に及んでも、入札執行が可能になると考える。</p> <p>(事務局)<br/>範囲を広げることで、可能性が広がる。ただし、今回のような特殊な入札案件であれば、参加者が限られてくるとと思われる。</p> <p>(担当課)<br/>部品メーカーは別の会社であり、関係はない。</p> |
|---|---|

|  |   |
|--|---|
| <p>(委員)<br/>せつかく一般競争入札という制度で行っているのので、入札参加業者を増やす工夫をしてもらいたい。</p>             | <p>(事務局)<br/>検討したい。</p>   |
| <p>(委員)<br/>部品や部材の見積りは、何者程度に依頼したか。</p>                                     | <p>(担当課)<br/>特殊な機械であり、全国で取り扱っている業者は1～2者のみであり、今回は把握している1者へ依頼した。</p>  |
| <p>(委員)<br/>見積りを徴取した業者と、入札参加業者は別の法人であると聞いたが、出資率や役員構成など、再度確認する必要があるのでは。</p> | <p>(事務局)<br/>見積り業者と入札参加者との系列会社の届出はないが、入札参加者内での系列会社の関連性は、指名願により届出がっているため、状況把握は行っている。</p>   |
| <p>(委員)<br/>系列会社が不正等を行った場合、関連会社まで影響するのか？</p>                               | <p>(事務局)<br/>指名停止等の措置については、該当業者のみであり、系列会社には影響しない。</p>   |
| <p>②南有馬小学校体育館改修工事</p>  |   |
| <p>(抽出理由)<br/>・落札率が高く、落札者以外は超過</p>   | <p>(担当課)<br/>工事概要の説明</p>  |
|  | <p>(事務局)<br/>入札方式及び入札結果等の説明</p>   |
|  | <p>(担当課)<br/>現在、建築工事関係の積算については、見積り金額及び掛率の公表は行っていない。<br/>今回の工事についても、建具、トイレブース、ステージバトンなど多くの見積りがあり、掛率もそれぞれ異なるため、積算見積りが困難であったと想定される。<br/>掛率については、外部委託を行っている設計業者が、メーカー等との協議の中で決定しているものであり、掛率の変更は行わず積算を行っている。</p> |
| <p>(委員)<br/>設計に対しては、設計コンサルが行っているのか。</p>                                    | <p>(担当課)<br/>設計業者に外部委託を行っている。</p>   |

|   |  |
|---|--|
| <p>(委員)<br/>設計コンサルが見積りを徴取する際、見積りの取り方についての指示は行っていないのか。</p>   | <p>(担当課)<br/>行っていない。</p>   |
| <p>(委員)<br/>見積りを徴取した際の一覧表はあるのか。</p>   | <p>(担当課)<br/>3者から見積りを徴取し、一覧表を作成している。</p>   |
| <p>(委員)<br/>3者から徴取すればいいというだけではなく、実勢価格に沿えるような見積相手方を考慮すべきではないか。</p>   | <p>(事務局)<br/>今回の設計については、市内業者が行っており、内容についても信頼できるものと考えている。</p>   |
| <p>(委員)<br/>今回のようなケースがあった場合、検証をお願いしたい。<br/>見積りを徴取する場合にもっと工夫が必要ではないか。</p>  | <p>(事務局)<br/>現在の方針については、「3者以上から見積書を徴取する」ということのみであったため、今後は長崎県や近隣他市の状況を踏まえ検討していきたい。</p>  |
| <p>③ 西有家庁舎高圧受変電設備改修工事<br/>(抽出理由)<br/>・ 1者を除き、入札業者全てが、失格となった。本当の理由が何か聞きたい。<br/>・ 落札者以外は失格であり、応札率も44.39%~91.02%と低く差が大きい。<br/>・ 落札者以外全員失格となり、もっとも高額入札者が落札した。また、予定価格と他の入札額との開きが大きい。</p> | <p>(担当課)<br/>工事概要の説明</p> <p>(事務局)<br/>入札方式及び入札結果等の説明</p> <p>(担当課)<br/>3名の委員より質問をいただいているが、いずれも、「官積」の設計金額に対し、「民積」が下回っていたことが原因であると考えている。<br/>本工事の起工に関する設計・積算については、外部委託をしており、委託事業者による「見積り」による金額の設定が多くなされている。これに対し、開札前の質問において、特殊な機器など、金額が公表できるものについて開示し、通常公表できないものは、金額の公表はしていない。<br/>結果的に、この部分における市側の積算と入札参加業者の「見積り単価の違い」が、入札金額の乖離に至ったものと考えてい</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p>(委員)<br/>外部委託で設計したということだが、委託業者が取られた見積り業者数は何者か。</p>  | <p>る。<br/>(担当課)<br/>3者である。</p>  |
| <p>(委員)<br/>委託業者が取られた見積り業者(3者)より低く出来るという業者がいる状況をどのように考えているか。</p>   | <p>(担当課)<br/>入札参加業者は、見積り金額であるため、独自に調査し、分かる金額については調査した金額で積算し、分からない部分については、自社の仕入れ額から官積を見込んで算出し、応札している状況である。</p> |
| <p>(委員)<br/>委託業者が取られた見積り業者(3者)はどのように徴取しているのか。</p>  | <p>(担当課)<br/>設計協議は行うが、見積り方法については委託業者に任せているため、選定方法の把握はしていない。</p>   |
| <p>(委員)<br/>地場の業者に発注を行っているのであれば、設計の委託業者に対して、地場の入札参加が見込まれる業者から、主な部材などを見積りを徴取するようにしてはどうか。</p>                | <p>(担当課)<br/>これまで行ったことはなかったが、良いアイデアと思われるので、ぜひ検討したい。</p>   |
| <p>(委員)<br/>土木工事については、各者、最低制限価格のぎりぎりのところでの応札であるが、建築工事や電気工事など、特殊工事になるとかなり金額にブレが生じ、結果が不合理であると思われるところがある。</p> |   |
| <p>(委員)<br/>建築工事や電気工事などは、やはり見積りが大きいため誤差が大きい。<br/>単価の公表をする、しないなど、単価設定の姿勢が大きく関わってくる。</p>                     | <p>(事務局)<br/>これまで、「民間工事に影響を与える」として、見積り単価の公表は控えていた。<br/>公表の方法や、見積り単価の設定方法については、今後検討していく。</p>                   |
| <p>④ 口之津地区遠方監視装置整備工事<br/>(抽出理由)<br/>・約1億円という高額工事であることから、入札競争者が多数であってしかるべきところ、1者を除き、全て失格となっている理由を聞きたい。</p>  | <p>(担当課)<br/>工事概要の説明<br/><br/>(事務局)<br/>入札方式及び入札結果等の説明</p>  |

|   |  |
|---|--|
| <p>(委員)<br/>ランダムの数値によって、このような結果となったということか。</p> <p>(委員)<br/>監視装置の設計価格は（見積りが多く含まれると思われるが）正確に推測できるのか。</p> <p>(委員)<br/>単価の公表を行っているものと、公表していないものの差は何か。</p> <p>(委員)<br/>今回の工事における見積りは、外部委託で行ったのか。</p> | <p>入札参加資格を有する業者は 20 者あったが、参加は 9 者にとどまっている。</p> <p>参加・不参加の理由は不明だが、工事内容により判断していると思われる。</p> <p>推測であるが、今回の工事は水道施設の計装工事となるため、水道施設全体の流れや仕組みに精通している業者が参加したものと思われる。</p> <p>また、1 者を除き、全て失格となっている理由については、最低制限価格に係るランダム係数が上限値に近い「1.0042・・・」であったため、係数の下限値近くをにらんでいた落札者以外の業者は全て失格という結果となっている。</p> <p>いずれの業者においても受注意志が強かった事がうかがえる結果であり、仮に、ランダム係数が下限値に近いものであったならば失格者はいない結果となっていた。</p> <p>(事務局)<br/>そのとおりである。</p> <p>(担当課)<br/>特殊な機械等になるため、3 者より見積り徴取し、その金額の平均価格を特殊単価として全業者に公表しているため、正確に推測できるものと思われる。</p> <p>(事務局)<br/>土木工事については公表している。建築関係工事については、単価に歩掛り（人の工賃）が入っているため公表していない。</p> <p>今回の案件は、物の単価のみであるため公表している。</p> <p>(担当課)<br/>本市の担当者で行った。</p> |
|---|--|

|   |   |
|---|---|
| <p>⑤ 市道町原線道路改良工事<br/>(抽出理由)<br/>・失格数が16/19となっているのは。</p> <p>(委員)<br/>安価で入札した業者が、失格になるという状況であれば、業者の意欲が低下するのでは。</p> <p>(委員)<br/>高額の場合は、業者の利益がどの程度あるのか試算しているのか。<br/>また、高い利益が見込まれるのであれば、ランダム係数を低く設定してもいいのでは。</p> <p>(委員)<br/>最低制限価格の設定については、ランダム係数方式ではなくても、執行者側にとって悩みがあると思われる。</p> | <p>(担当課)<br/>工事概要の説明</p> <p>(事務局)<br/>入札方式及び入札結果等の説明</p> <p>最低制限価格に係るランダム係数が上限値に近かったため、このような結果となった。<br/>この工事についても、受注意志が強かった結果であり、係数しだいでは、どの業者が落札してもおかしくない状況であった。<br/>仮に、下限値に近いランダム係数であった場合、無効を除き、すべて有効札の範囲内であり、失格者はなかった。</p> <p>(事務局)<br/>現在の入札制度からすると、止むを得ないと思われる。</p> <p>(事務局)<br/>南島原市独自で試算は行っていない。</p> <p>(事務局)<br/>ランダム係数の下限値を狙ってくる業者は、利益を抑えてでも、受注したいという意思表示であるが、市としての積算は予定価格のところにあると考えている。<br/>また、現在の最低制限価格については、おおむね90%で設定している。<br/>以前は、80%や85%という時期もあったが、予定価格が下がるだけで、ランダム係数を同じように掛けるため、80%や85%のラインで同じ現象が起きると思われる。</p> |
|---|---|

|   |   |
|---|---|
| <p>(委員)<br/>県内は全て 90%か。</p> <p>⑥ 準用河川有家川⑤災害復旧工事<br/>(抽出理由)<br/>・ 全員予定価格超過で不落になったのは、設計額が低すぎるのでは。<br/>・ その後工事の落札は。</p>      | <p>(事務局)<br/>おおむね、そうである。</p> <p>(担当課)<br/>工事概要の説明</p> <p>(事務局)<br/>入札方式及び入札結果等の説明</p> <p>(担当課)<br/>災害工事に関する発注については、大前提として、国の災害査定により採択された設計書をもとに行わなければならない。<br/>当然、国の基準に基づく統一的な実施設計書により入札を行っているため、当初の設計額は適正であったと判断している。<br/>また、「その後の工事の落札は」という質問については、設計条件の見直しを行った上で、見積りを行った結果、平成 28 年 11 月 11 日に落札した。</p> |
| <p>(委員)<br/>最終的な落札金額は。</p>  | <p>(担当課)<br/>税込みで、2,084,400 円で落札された。<br/>※上記の金額は、随意契約方式による見積り合わせによるもの。</p>  |
| <p>(委員)<br/>予定価格を上げたのか。</p>   | <p>(担当課)<br/>不落になった理由が、工事中道路の条件が悪かったということから、その旨を勘案し、設計を変更したことにより、結果的に予定価格が上がった。</p>   |
| <p>(委員)<br/>業者は、すべて入れ替えたのか。</p> <p>⑦ 広域農道加津佐線法面等除草工事<br/>(抽出理由)<br/>・ 全員予定価格超過で不落になったのは、設計額が低すぎるのでは。<br/>・ その後工事の落札は。</p> | <p>(担当課)<br/>災害場所の地元業者以外は入れ替えた。</p> <p>(担当課)<br/>工事概要の説明</p> <p>(事務局)<br/>入札方式及び入札結果等の説明</p>  |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>(担当課)</p> <p>今回の案件と同様の工事を平成 27 年度まで、担当課において「見積り合わせ」により発注している。その際、不落になったことはない。</p> <p>今回の積算については、単価などの詳細を確認したが、問題なかった。</p> <p>「その後の工事の落札は」という質問に対しては、今のところ入札は行っていないが、直営での草刈など実施して対応している。</p> <p>今回の不落に関する理由としては、交通誘導員の確保や工事期間の設定によるものと思われるが、今年度は特に、交通誘導員の確保が困難を極めている状況と思われる。</p> <p>入札参加者の入札金額が積極的にならなかったのは、それに伴う工期内の完了が難しいという判断であったと思われる。</p> |
| <p>(委員)</p> <p>今回の対応のように、臨時職員を直接雇用し、賃金で実施した場合、どの程度でできるのか。</p>  | <p>(担当課)</p> <p>毎年度、加津佐町から深江町までの農道について、常時雇用の直営で実施している。</p> <p>今回の案件の区間については、常時雇用者では負担が大きいため、毎年度外部発注を行っているが、今回の入札では不落となったため、常時雇用で実施した。</p>  |
| <p>(委員)</p> <p>農道は、ガードマンや交通誘導員をつけなければならないという、警察などの指導があるのか。</p> | <p>(担当課)</p> <p>農道は、交通量が多いため、交通誘導員は必須と思われる。</p> <p>ただし、ここ数年は、11月くらいから警備会社に人員が不足している状況のようである。</p>   |
| <p>(委員)</p> <p>先ほど、岩本委員の質問にもあったが、臨時職員と予定価格と比較するとどちらが安価なのか。</p> | <p>(担当課)</p> <p>直営で実施する場合は、安価であると思われる。</p>   |
| <p>(委員)</p> <p>直営で行った場合は、交通誘導員は不要であるのか。</p>                    | <p>(担当課)</p> <p>必要であると思われる。</p>  |

